

1	アレルギーで牛乳だけを停止している場合、給付金はもらえますか。	牛乳だけを停止し、牛乳以外の給食（ご飯、おかず、デザート）を食べる場合は、給付できません。
2	牛乳だけ飲めるのですが、その場合、給付金はもらえますか。	牛乳以外の給食（ご飯、おかず、デザート）を停止する場合は、給付できません。
3	食物アレルギーなので、卒業するまで給食は食べません。毎年申出書を出さないといけませんか。	事務手続きの都合上、毎年度申出書を提出してください。
4	給食を停止するにはどうしたらいいですか。	在籍する学校へ停止申出書を提出してください（直接給食センターへ提出も可）。
5	申出書はどこにありますか。	市のホームページに掲載しています。 【URL】 <a href="https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoku/kyushoku/kyuusyokusien.html">https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoku/kyushoku/kyuusyokusien.html</a> 【QRコード】 
6	年度の途中で給食を停止した時でも申出書は出していいですか。	年度途中でも申出書は受付しておりますので、御提出ください。
7	給食を食べていませんが、停止手続きをしていません。申出書を出せば給付金はもらえますか。	給付の要件は、「給食の停止」と「申出書の提出」となりますので、給付を希望される場合は必ず停止手続き（在籍する学校へ停止申出書を提出）をしてください。

8	給食は停止していますが、申出書を提出していません。この時の給付金額はどうなりますか。	<p>「給食の停止」と「申出書の提出」が揃った日から給付金の対象となる回数を数えて、給付金額を決定します。</p> <p>例：4/12 から停止しているが、後日、申出書を提出し 6/1 から停止する手続きをした。 →6/1 以降に喫食しなかった回数をもとに給付金額を計算します。</p>
9	給食を停止したら絶対申出書を出さないとはいけませんか。	食物アレルギーや不登校等が理由で停止しており、給付金の給付を希望される場合は、申出書を提出してください。
10	停止期間中に登校した日は、給食を食べたらいけないのですか。	<p>食べていただいて構いません。</p> <p>給付金は「停止期間中に喫食しなかった回数」をもとに計算します。</p> <p>喫食していない回数は在籍する学校から報告いただきます。</p>
11	給付金の申請書はどこに提出したらいいですか。	<p>小学生の場合は学校給食センター、中学生の場合は第二学校給食センターへ提出をお願いします。</p> <p>在籍する学校への提出は不要です。</p>